別表の６のリの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の22」を「1000分の23」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の40」を「1000分の43」に改め、同①を同②とし、別表の６のリの注中①として次のように加える。

①　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

別表の７のホの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に改め、同①を同②とし、別表の７のホの注中①として次のように加える。

①　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

別表の８のチの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の59」を「1000分の60」に改め、同①を同②とし、別表の８のチの注中①として次のように加える。

①　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

別表の９のイの⑥の注㈣中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「㈡」を「㈢」に改め、同㈣を同㈤とし、同㈢中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「㈡」を「㈢」に改め、同㈢を同㈣とし、同㈡中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の15」を「1000分の16」に改め、同①を同㈡とし、同ㇾ中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の27」を「1000分の29」に改め、同ㇾを同①とし、別表の９のイの⑥の注中ㇾとして次のように加える。

ㇾ　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

別表の９のロの⑧の注㈣中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「㈡」を「㈢」に改め、同㈣を同㈤とし、同㈢中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「㈡」を「㈢」に改め、同㈢を同㈣とし、同㈡中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同①を同㈡とし、同ㇾ中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同ㇾを同①とし、別表の９のロの⑧の注中ㇾとして次のように加える。

ㇾ　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の９のハの⑥の注㈣中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「㈡」を「㈢」に改め、同㈣を同㈤とし、同㈢中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「㈡」を「㈢」に改め、同㈢を同㈣とし、同㈡中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同①を同㈡とし、同ㇾ中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同ㇾを同①とし、別表の９のハの⑥の注中ㇾとして次のように加える。

ㇾ　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の９のニの⑦の注㈣中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「㈡」を「㈢」に改め、同㈣を同㈤とし、同㈢中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「㈡」を「㈢」に改め、同㈢を同㈣とし、同㈡中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同①を同㈡とし、同ㇾ中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同ㇾを同①とし、別表の９のニの⑦の注中ㇾとして次のように加える。

ㇾ　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の10のホの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の34」を「1000分の33」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の61」を「1000分の60」に改め、同①を同②とし、別表の10のホの注中①として次のように加える。

①　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

○厚生労働省告示第六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十四条の二第二項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の１のニの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の38」を「1000分の42」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の68」を「1000分の76」に改め、同①を同②とし、別表の１のニの注中①として次のように加える。

①　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

別表の２のくの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の42」を「1000分の41」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、同①を同②とし、別表の２のくの注中①として次のように加える。

①　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

別表の３のトの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の46」を「1000分の45」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の83」を「1000分の81」に改め、同①を同②とし、別表の３のトの注中①として次のように加える。

①　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヘまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数